

最終更新日：2010年5月7日

株式会社ボルテージ

代表取締役社長 津谷 祐司
 問合せ先：取締役 柴原 新吾
 証券コード：3639
<http://www.voltage.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、経営の透明性とコンプライアンスを徹底するため、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することを重要な施策と位置づけた上で機構改革を継続的に実施しております。

さらに当社は企業倫理の徹底を経営方針に掲げており、企業倫理を社内に普及・浸透させるために様々な施策を通じて、全社的な活動を展開しております。

2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合 (%)
津谷 祐司	655,000	51.98
津谷 奈々子	170,000	13.49
電通ドットコム第二号 投資事業有限責任組合 清算人 株式会社電通デジタル・ホールディングス	60,000	4.76
みずほキャピタル株式会社	35,000	2.78
ジャフコ・エル式号 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ	33,500	2.66
投資事業組合 オリックス6号 業務執行組合員 オリックス・キャピタル株式会社	30,000	2.38
三菱UFJキャピタル株式会社	30,000	2.38
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社	30,000	2.38
新光インベストメント株式会社	25,000	1.98

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 マザーズ

決算期	6月
業種	情報・通信業
(連結) 従業員数	100人以上500人未満
(連結) 売上高	100億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の代表取締役社長である津谷祐司及び取締役副社長である津谷奈々子は、当社の主要株主であり、当該主要株主の近親者が所有する議決権を合わせると当社の議決権の過半数を占めるため、両氏は支配株主に該当いたします。

報告日現在において、当社と支配株主との間に取引はありませんが、将来的に取引が生じる可能性がある場合には、取引開始前に取締役会にて支配株主と利害関係を有しない取締役が、取引条件が一般の取引と同様であること、及び当該取引を行うことにより支配株主以外の株主の利益が害されることがないことを前提として、当該取引を行うことの妥当性について協議を行い、取引の可否を慎重に判断することとしております。なお、取締役会の判断に対して、社外監査役4名が独立的な立場から意見を述べることをしております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

当社の取締役会は当社事業に精通した取締役で構成することにより、経営効率の維持・向上を図っております。なお、代表取締役社長津谷祐司と取締役副社長津谷奈々子は同族関係にあることから、取締役の構成に関して、両氏と同族関係を有しない取締役5名を選任することにより、公正、忠実に職務が執行される体制を構築しております。また、当社の監査役4名は全て社外監査役(うち常勤監査役1名)で構成されており、経営者に対する監査機能を充実させることにより、経営の健全性及び透明性を確保しております。加えて、監査役4名は、当社監査役就任前に上場会社もしくは大企業の取締役または監査役を務めており、経営全般に関し適切な監査を実施できる体制を構築しております。したがって、現在は社外取締役を選任しておりません。なお、今後において社外取締役選任の必要性が高くなった場合には、適切な人物を選任する所存であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	4名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、監査の実効性及び効率性の向上を目指して、会計監査人と緊密な連携を保ち、定期的に会合をもって意見及び情報の交換を行うことにより相互の連携を深めております。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は、監査の実効性及び効率性の向上を目指して、内部監査室の責任者と緊密な連携を保ち、日常的に意見及び情報の交換を行うことにより相互の連携を深めております。

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

社外監査役の人数

4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
若林 信正	他の会社の出身者									○
宮下 修	他の会社の出身者									○
山路 輝久	他の会社の出身者									○
市川 肇	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
若林 信正	——	大企業における取締役及び監査役の経験を活かして監査を行えること、当社主要取引先及び大株主と関係がなく、独立的な立場で監査が行えることから、当社の経営の透明性の向上及び経営監視機能の強化を図ることを目的として、社外監査役への就任を要請しております。
宮下 修	——	大企業における取締役の経験を活かして監査を行えること、当社主要取引先及び大株主と関係がなく、独立的な立場で監査が行えることから、当社の経営の透明性の向上及び経営監視機能の強化を図ることを目的として、社外監査役への就任を要請しております。
山路 輝久	——	大企業における監査役の経験を活かして監査を行えること、当社主要取引先及び大株主と関係がなく、独立的な立場で監査が行えることから、当社の経営の透明性の向上及び経営監視機能の強化を図ることを目的として、社外監査役への就任を要請しております。
市川 肇	——	大企業(上場企業)における取締役の経験を活かして監査を行えること、当社主要取引先及び大株主と関係

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
		がなく、独立的な立場で監査が行えることから、当社の経営の透明性の向上及び経営監視機能の強化を図ることを目的として、社外監査役への就任を要請しております。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

社外監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席し、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧しております。社外監査役は透明性、独立性を確保し、経営に対する監視・監査機能を果たしております。また、監査役会を組織して、監査役会を毎月開催し、常時状況の把握に努めております。

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を一層高め、長期的な業績向上を図ることを目的として新株予約権を発行しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を一層高め、長期的な業績向上を図ることを目的として新株予約権を発行しております。

【 取締役報酬関係 】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書（事業報告）
開示状況	全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

第10期事業年度における当社の取締役に対する役員報酬は以下の通りです。

取締役を支払った報酬: 92,952 千円

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

当社の監査役は全て社外監査役であり、その実効性を確保するため、監査役と会計監査人、内部監査室との連携状況で記載した体制を確保しております。主に内部監査室が必要に応じて社外監査役の職務を補助することとしており、社外監査役に対して取締役会等の重要な会議の内容に関する事前情報伝達の他、業務に必要な情報の収集や資料の提供等を行います。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

1. 取締役会について

当社では、経営の意思決定及び取締役の職務執行の監督、管理を行う機関である取締役会を原則として月1回、別途必要に応じて、随時機動的に開催しております。当社の取締役会は、代表取締役社長1名、取締役副社長1名、取締役5名の合計7名で構成されており、監査役4名も出席し、取締役の職務執行を監督しております。

2. 監査役会について

当社では、監査役会制度を採用しており、監査役会は社外監査役4名で構成され、うち1名は常勤監査役であります。監査役は、監査役監査規程に基づき、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、業務状況の確認を通じ、取締役の職務執行を監査しております。

なお、監査役は、内部監査責任者及び会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

3. 内部監査について

当社の内部監査は、代表取締役社長に直属する内部監査室所属の内部監査責任者(内部監査室の構成員は内部監査責任者1名)が、各組織の監査を実施しております。内部監査責任者は監査役及び会計監査人との連携のもとに内部統制の状況等について意見交換を行いながら実施し、被監査グループ・部・室の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査責任者から代表取締役社長に対して報告書を提出しております。当該報告書に基づき、代表取締役社長から改善などの指示がある場合には、内部監査責任者は速やかに被監査グループ・部・室の責任者にその旨文書で伝達いたします。その後の改善状況については、被監査グループ・部・室の責任者は、指定期限までに内部監査責任者を経由して代表取締役社長に改善状況報告書を提出します。

4. 会計監査

当社はあらた監査法人と監査契約を締結し、会計に関する事項の監査を受けておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務にかかる補助者の構成は下記の通りです。

イ. 業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士 友田 和彦

(注)当社の財務諸表について7年超にわたり連続して監査関連業務を行っている公認会計士はおりません。

ロ. 監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士 4名

その他 5名

(注)その他は、会計士補等であります。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は決算月が6月であり、集中日とは異なる日に定時株主総会を開催しております。
その他	株主総会招集通知を当社 IR サイトに掲載する予定であります。

2. IR に関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	半期毎にアナリスト・機関投資家向け説明会を開催する予定であります。
IR 資料のホームページ掲載	あり	決算短信並びに適時開示資料、各種説明会資料を当社 IR サイトに掲載する予定であります。
IR に関する部署（担当者）の設置	—	総務部に担当者を設置し対応しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「高い倫理観の醸成」を掲げ、情報サービスの公共的使命の重みを常に意識し、グローバルに通用する倫理観を持って、誠実かつ公正な企業活動を行うことを重視しています。そのため、役職員の行動規範として、＜倫理の原則＞を法令遵守規程に定め実行しております。

Ⅳ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人に期待する行動指針の一つとして「法令遵守規程(コンプライアンス・マニュアル)」を定めて周知徹底し、高い倫理観に基づいて行動する企業風土を醸成し、堅持する。

コンプライアンス体制の構築・維持については、代表取締役社長直轄の内部監査室を責任部署とする。内部監査室は、内部監査担当部署として、業務が法令、定款及び社内規程に準拠して行われているかを検証する。また、企業倫理及び法令遵守に関する社内研修を人事部と連携して実施する。

但し、個人情報保護に関しては、個人情報取扱事業者である当社にとって重要度が高いため、個人情報保護管理者を委員長とする「Pマーク委員会」の専管事項とする。

当社は、コンプライアンス上疑義のある行為等について内部監査室または社外の弁護士に相談、報告を行う「内部通報制度規程」を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、総務部を管轄する取締役を担当役員とし、情報の内容に応じて保存し、総務部にて保管をする。総務部は、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録し、法令の保存期間に準じて定められた期間、厳正に保存・管理する。その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態を維持し、取締役及び監査役からの閲覧要請に速やかに対応する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上のリスクの分析及び対策の検討については、代表取締役社長を議長とし、取締役、執行役員及び各グループのマネージャーが出席する各種マネージャー会において行う。

全社的なリスク管理体制の整備については、総務部を管轄する取締役を担当役員とし、総務部を責任部署として推進する。ただし、個人情報管理については「Pマーク委員会」において体制の整備を維持する。

不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を月1回開催し、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況の監督を行う。また、各種マネージャー会を週1回開催し、社内規程で定められた決裁権限に従って迅速かつ機動的な意思決定を行う。職務執行に関する権限及び責任については、職務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、適時適切に見直しを行う。

業績管理に関しては、年度毎に予算・事業計画を策定し、その達成に向けて、月次で予算管理を行う。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査担当部署である内部監査室の使用人が、必要に応じて監査役を補助することを認める。

6. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査役を補助することの要請を受けた場合、内部監査室の使用人はその要請に関して取締役及び上長の指揮命令を

受けない。また、当該使用人の任命、人事異動は常勤監査役の同意を必要とする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況を報告する。

取締役及び使用人は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、「内部通報制度規程」等を利用し、内部監査室を通じて遅滞なく監査役に報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査室と緊密な関係を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求める。また、監査役は会計監査人と定期的に会合を持って意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

監査役は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、会社の顧問弁護士とは別の弁護士その他の外部専門家を自らの判断で起用することができる。

<反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況>

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社はコンプライアンスに対する取り組みとして、「高い倫理観の醸成」を掲げ、グローバルに通用する倫理観を持って、誠実かつ公正な企業活動を行うことを目的として法令遵守規程を制定しており、当該規程において、役職員の行動規範として「倫理の原則」を定めております。当社は、「倫理の原則」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。」ことを定め、反社会的勢力の排除を掲げております。また、反社会的勢力排除のための基本方針として、取引先については取引開始前に、従業員については採用前にチェックを必ず行うことで、被害が発生しないようにすることとしています。事前チェックでは判明せず、取引開始後もしくは採用後に反社会的勢力との関与が発覚した場合は、すぐに取引停止もしくは退職に向けての対応を行うこととしています。

(2) 整備状況

上記(1)の基本的な考え方を実現するための社内体制・手続きとして、反社会的勢力チェックマニュアルを平成 21 年7月に制定しており、取引開始と採用ごとに申請書とフローを整備しております。当社では、取引開始前もしくは採用前に日経テレコン 21 のシステムを利用し記事検索を行い、反社会的勢力との関与が確認された場合等には、取引もしくは採用を行わないこととしております。また、全社員が参加する全社にて反社会的勢力チェックに関する説明を行い、徹底を図っております。

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

【 参考資料：模式図 】

